

三種病原体等の所持等における必要な手続等

所持・輸入等に際しては、事後の届出が必要となります

対象病原体等

平成27年5月21日現在

和 名	学 名
コクシエラ属バーネッティイ	<i>Coxiella burnetii</i>
マイコバクテリウム属ツベルクローシス（別名 結核菌）（イソニコチン酸ヒドラジド、リファンピシンその他結核の治療に使用される薬剤として政令で定めるものに対し耐性を有するものに限る。）	<i>Mycobacterium tuberculosis</i> (MDR-TB)
リッサウイルス属レイビーズウイルス（別名 狂犬病ウイルス）	<i>Lyssavirus Rabies virus</i>
アルファウイルス属イースタンエクインエンセファリティスウイルス（別名 東部馬脳炎ウイルス）、イースタンエクインエンセファリティスウイルス（別名 西部馬脳炎ウイルス）及びベネズエラエクインエンセファリティスウイルス（別名 ベネズエラ馬脳炎ウイルス）	<i>Alphavirus Eastern equine encephalitis virus</i> <i>Alphavirus Western equine encephalitis virus</i> <i>Alphavirus Venezuelan equine encephalitis virus</i>
オルソポックスウイルス属モンキーポックスウイルス（別名 サル痘ウイルス）	<i>Orthopoxvirus Monkeypox virus</i>
コクシディオイデス属イミチス	<i>Coccidioides immitis</i>
シンプレックスウイルス属Bウイルス	<i>Simplexvirus B-virus</i>
バークホルデリア属シュードマレイ（別名 類鼻疽菌）及びマレイ（別名 鼻疽菌）	<i>Burkholderia pseudomallei</i> <i>Burkholderia mallei</i>
ハンタウイルス属アンデスウイルス、シンノンブレウイルス、ソウルウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、ニューヨークウイルス、バヨウウイルス、ハンタンウイルス、プーマラウイルス、ブラッククリークカナルウイルス及びラグナネウイルス	<i>Hantavirus Andes virus</i> <i>Hantavirus Sin Nombre virus</i> <i>Hantavirus Seoul virus</i> <i>Hantavirus</i> <i>Dobrava-Belgrade virus</i> <i>Hantavirus New York virus</i> <i>Hantavirus Bayou virus</i> <i>Hantavirus Hantaan virus</i> <i>Hantavirus Puumala virus</i> <i>Hantavirus Black Creek Canal virus</i> <i>Hantavirus Laguna Negra</i>

	<i>virus</i>
フラビウイルス属オムスクヘモラジックフィーバーウイルス（別名 オムスク出血熱ウイルス）、キャサヌルフォレストフィーバーウイルス（別名 キャサヌル森林病ウイルス）及びティックボーンエンセファリティスウイルス（別名 ダニ媒介脳炎ウイルス）	<i>Flavivirus Omsk hemorrhagic fever virus</i> <i>Flavivirus Kyasanur Forest disease virus</i> <i>Flavivirus Tick-borne encephalitis virus</i>
ブルセラ属アボルタス（別名 ウシ流産菌）、カニス（別名 イヌ流産菌）、スイス（別名 ブタ流産菌）及びメリテンシス（別名 マルタ熱菌）	<i>Brucella abortus</i> <i>Brucella canis</i> <i>Brucella suis</i> <i>Brucella melitensis</i>
フレボウイルス属SFTSウイルス及びリフトバレーフィーバーウイルス（別名 リフトバレー熱ウイルス）	<i>Phlebovirus Severe fever with thrombocytopenia syndrome virus</i> <i>Phlebovirus Rift Valley fever virus</i>
ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルス	<i>Betacoronavirus Middle East respiratory syndrome Coronavirus</i>
ヘニパウイルス属ニパウイルス及びヘンドラウイルス	<i>Henipavirus Nipah virus</i> <i>Henipavirus Hendra virus</i>
リケッチア属ジャポニカ、リケッチイ（別名 ロッキー山紅斑熱リケッチア）及びロワゼキイ（別名 発しんチフスリケッチア）	<i>Rickettsia japonica</i> <i>Rickettsia rickettsii</i> <i>Rickettsia prowazekii</i>

（感染症法第6条第22項第1号～第4号。第4号政令で定めるものは施行令第2条第1号～第11号。）

上記病原体等に属するものであって「人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するもの」（規制除外病原体等）は、以下のとおり。

（平成19年5月31日厚生労働省告示第200号。）	
1	リッサウイルス属レイビーズウイルス（別名狂犬病ウイルス）HEP株
2	リッサウイルス属レイビーズウイルス（別名狂犬病ウイルス）RC・HL株

また、「施行規則第31条の29（施設の基準）第3項及び第4項並びに第31条の33（保管、使用及び滅菌等の基準）第4項の厚生労働大臣が定める三種病原体等」（サル痘ウイルスのほか、基準の一部について適用除外となる病原体等）は、次のとおり。

（平成19年5月31日厚生労働省告示第202号。）	
1	リッサウイルス属レイビーズウイルス（別名狂犬病ウイルス）CVS（Challenge Virus Standard）株
2	リッサウイルス属レイビーズウイルス（別名狂犬病ウイルス）ERA（Evelyn Rokitniki Abelseth）株
3	リッサウイルス属レイビーズウイルス（別名狂犬病ウイルス）Flury株

- | | | |
|----|------------------------------|---------------------------------|
| 4 | リッサウイルス属レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス) | Fuenzalida S-51 株 |
| 5 | リッサウイルス属レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス) | Fuenzalida S-91 株 |
| 6 | リッサウイルス属レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス) | Kelev 株 |
| 7 | リッサウイルス属レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス) | LEP 株 |
| 8 | リッサウイルス属レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス) | Nishigahara 株 |
| 9 | リッサウイルス属レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス) | Paris Pasteur 株 |
| 10 | リッサウイルス属レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス) | PM (Pilman-Moore) 株 |
| 11 | リッサウイルス属レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス) | PV 株 |
| 12 | リッサウイルス属レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス) | SAD (Street-Alabama-Dufferin) 株 |
| 13 | リッサウイルス属レイビーズウイルス(別名狂犬病ウイルス) | Vnukovo-32 株 |

必要な手続

A 所持の届出 (感染症法第56条の16)

次の場合、所持の届出は不要です。

- ① 病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関が、業務に伴い三種病原体等を所持することとなった場合において、滅菌譲渡をするまでの間、所持する場合(施行規則第31条の18参照。)
- ② 三種病原体等を所持する者から運搬を委託された者が、その三種病原体等を運搬するために所持する場合
- ③ 三種病原体等を所持する者の従業者が、その職務上三種病原体等を所持する場合

所持する場合

1. 所持後7日以内に以下の書類について、対象病原体等を所持する事業所を管轄する地方厚生局に提出してください。(注：同一の種類の病原体等(株違いなど。)を新たに所持した場合の新たな届出の必要はありません。)
2. 提出書類
 - (1) 三種病原体等所持届出書(別記様式第12)(注：複数の対象病原体等を同時に届出する場合には1つの届出書で差し支えありません。)
 - (2) 以下の添付書類の一覧表
 - (3) 法人の登記事項証明書(注：法人に限る。)
 - (4) 三種病原体等取扱施設を中心とし、縮尺及び方位を付けた事業所内外の見取図
 - (5) 三種病原体等取扱施設のうち、病原体等の取扱いに係る室の間取り、用途及び出入口、管理区域、厚生労働大臣が定める標識を付ける箇所を示し、かつ、縮尺及び方位を付けた平面図
 - (6) 三種病原体等取扱施設のうち、病原体等を取り扱う主要部分の縮尺を付けた立面図

- (7) その他当該届出に係る三種病原体等取扱施設が法第 56 条の 24 に規定する三種病原体等取扱施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していることを説明した書類（注：三種病原体等取扱施設の基準（施行規則第 31 条の 29）に適合していることを証明した書類のことです。）

所持の届出内容に変更（対象病原体等を所持しなくなった場合を含む。）が生じた場合

1. 変更の日から 7 日以内に以下の書類について、対象病原体等を所持する事業所を管轄する地方厚生局に提出してください。
 2. 提出書類
 - (1) 三種病原体等所持届出変更届出書（別記様式第 13）
 - (2) 以下の添付書類の一覧表
 - (3) 所持の届出の際に提出した添付書類（法人の登記事項証明書を除く。）のうち、変更に係るもの。
- 注 1：三種病原体等取扱施設の移転時には、不所持の届出及び新規取扱施設に係る届出が必要になります。
- 注 2：所持しなくなった場合は、記帳義務に係る滅菌記録等、証拠となる書類の写しを添付し、提出してください。
- 注 3：所持届出を怠った場合又は虚偽の届出をした場合は、300 万円以下の罰金が、変更の届出を怠った場合又は虚偽の届出をした場合は、100 万円以下の罰金が科されます。

B 輸入の届出（感染症法第 56 条の 17）

輸入した対象病原体等に係る所持の届出（A）が終了している場合

1. 輸入後（通関後）7 日以内に以下の書類について、対象病原体等を所持する事業所を管轄する地方厚生局に提出してください。
2. 提出書類
三種病原体等輸入届出書（別記様式第 14）

輸入した対象病原体等に係る所持の届出（A）をしていない場合

1. 輸入後（通関後）7 日以内に以下の書類について、対象病原体等を所持する事業所を管轄する地方厚生局に提出してください。
2. 提出書類
所持の届出（A）及び上記の輸入の届出

注：届出を怠った場合又は虚偽の届出をした場合は、300 万円以下の罰金が科されます。

書類等の届出窓口、提出方法

1. 持参する場合

あらかじめ担当官に電話連絡し、届出窓口まで持参してください。

2. 郵送する場合

原則、簡易書留郵便を用いて届出窓口まで郵送してください。(注：届出書の届出日欄は投函日を記載してください。なお、窓口への到達日が所持後7日以降とならないよう注意してください。)

3. 宅配する場合

宅配業者に確認し、届出窓口まで配送される間の厳重な管理がなされている場合に限り、送付してください。(注：同上)

4. 届出内容の写しの保管

届出内容について、届出窓口より問い合わせ等することがありますので、届出内容の写しを必ず保管してください。

届出窓口一覧

地方厚生局名	管轄地域	所在地	電話番号 FAX 番号
北海道厚生局 健康福祉部健康福祉課	北海道	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1 番1号 札幌第1合同庁舎 8階	011-709-2311 (内線 3921) 011-709-2705
東北厚生局 健康福祉部健康福祉課	青森県、岩手県、 宮城県、秋田県、 山形県、福島県	〒980-8426 仙台市青葉区花京院 1-1-20 花京院スクエア 13階	022-726-9261 022-380-6022
関東信越厚生局 健康福祉部健康福祉課	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、新潟 県、山梨県、長 野県	〒330-9713 さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新都心合 同庁舎 1号館 7階	048-740-0834 048-601-1332
東海北陸厚生局 健康福祉部健康福祉課	富山県、石川県、 岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県	〒461-0011 名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第 3 号館 3 階	052-959-2061 052-971-8841
近畿厚生局 健康福祉部健康福祉課	福井県、滋賀県、 京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、	〒540-0011 大阪市中央区農人橋 1-1-22 大江ビル 7階	06-4791-7311 06-4791-7352

	和歌山県		
中国四国厚生局 健康福祉部健康福祉課	鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、 高知県	〒730-0017 広島市中区鉄砲町 7-18 東 芝フコク生命ビル2階	082-223-8264 082-223-6489
九州厚生局 健康福祉部健康福祉課	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄 県	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2 丁 目 10 番 7 号 福岡第二合同 庁舎 2 階	092-432-6781 092-474-2244

その他の必要な基準等

1. 病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関が、業務に伴い三種病原体等を所持することとなった場合において、滅菌譲渡をするまでの間、所持する場合は、以下のAからCは適用されません。
2. 三種病原体等を所持する者から運搬を委託された者が、その三種病原体等を運搬するために所持する場合は、以下のA及びBは適用されません。

A 記帳義務（感染症法第56条の23） 施行規則第31条の26を参照。

注：記帳の義務を怠った場合、100万円以下の罰金が科されます。

B 施設の基準（感染症法第56条の24） 施行規則第31条の29を参照。

C 保管等の基準（感染症法第56条の25） 施行規則第31条の33を参照。

D 運搬の届出等（感染症法第56条の27） 施行規則第31条の36を参照。

注：都道府県公安委員会への届出となります。

E 事故届（感染症法第56条の28）

注：事故が発生した場合は、110番通報、警察署への電話連絡等により、速やかに警察官又は海上保安官に届け出てください。

F 災害時の応急措置（感染症法第 56 条の 29） 施行規則第 31 条の 38 を参照。

災害が発生し、応急措置を行った場合には、遅滞なく、災害時応急措置届出書（別記様式第 19）を厚生労働省健康局結核感染症課に届け出てください。

また、災害の発生を発見した場合を含め、110 番通報、警察署への電話連絡等により、速やかに警察官又は海上保安官に届け出てください。